特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県春日部市長

公表日

令和7年9月16日

[令和7年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

基本情報		
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	個人住民税に関する事務	
②事務の内容	本市は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税・森林環境税を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 【具体的内容】 ①給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・法定調書の個人特定②住民登録のない人の課税資料の、回送先市町村の調查③賦課に必要な情報(生活保護・障害の等級)の照会 ④扶養親族の個人特定と所得・重複扶養有無の照会 ⑤村会保険料参考資料発送のための保険料情報(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)の照会 ⑥特別徴収事業所の特定と特別徴収税額の通知 ⑦公的年金支払者への年金特別徴収税額の通知 ⑦公的年金支払者への年金特別徴収税額の通知 ②的供民登録外課税の住民登録市町村への通知 ①随賦課情報に基づく課税・非課税証明書の発行 ①納稅情報の管理および過誤納者に対する還付・充当 ②納稅情報の管理および過誤納者に対する還付・充当 ②納稅情報の管理および過誤納者に対する遺行・充当 ②納稅情報の管理および過誤納者に対する遺行・充当 ③納財限を過ぎた未納者に対する潜促状の送付 ④督促状を送付してもなお完納されない未納者に対する滞納整理 ⑤申告特例制度の適用通知 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に基づいて、本市は、個人住民税に関する事務において、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	
③対象人数	<選択肢>	
2. 特定個人情報ファイ	イルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	住民税システム	
②システムの機能	・課税(非課税)証明書の交付 ・当初課処理 ・更正処理 ・特別徴収税額通知書・納税通知書等の帳票発行 ・年金特別徴収処理 ・減免処理 ・各種照会に対する回答書の出力 ・給報、年金データの取込、個人特定 ・eLTAXデータの取込、個人特定 ・国税連携データの取込、個人特定 ・互税連携データの取込、個人特定 ・住民税申告データの取込、個人特定 ・企民税申告データの取込、個人特定 ・食料回送処理 ・確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷 ・給報データ、年金データ、国税連携データ、住民税申告データ入力 ・給報データ、年金データ、eLTAXデータ、国税連携データ、住民税申告データの訂正 ・扶養親族特定及び扶養否認処理 ・住民登録外課税について住民登録市町村への通知書作成 ・申告特例通知データの取込、入力、訂正	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	

[〇]その他 (課税資料管理システム、統合滞納管理システム等

[〇] 税務システム

[O] 宛名システム等

システム2~5			
システム2			
①システムの名称	課税資料管理システム		
②システムの機能	・給報、年金データの資料番号付番 ・eLTAXデータの資料番号付番、画像作成 ・国税連携データの資料番号付番、画像作成 ・住民税申告データの資料番号付番 ・資料回送処理 ・eLTAXデータ・国税連携データの画像連携		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 [〇]その他 (国税連携システム、eLTAXシ	[]庁内連携システム[]既存住民基本台帳システム[〇]税務システム・ステム)
システム3			
①システムの名称	eLTAXシステム		
②システムの機能	・給与・年金支払者からの支払報告書データの受信・給与・年金支払報告書データの審査と管理・特別徴収事業所からの申請・届出データの審査と・特別徴収事業所への特別徴収税額通知データの	:管理	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム[]住民基本台帳ネットワークシステム[]宛名システム等[O]その他 (課税資料管理システム	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [O] 税務システム)
システム4			
①システムの名称	国税連携システム		
②システムの機能	・国税庁からの確定申告データの受信 ・国税庁からの給与・報酬・配当等の支払調書デー・国税庁への扶養否認情報等の送信 ・市町村間の資料回送	-タの受信	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 [O]その他 (課税資料管理システム	[]庁内連携システム []既存住民基本台帳システム [〇]税務システム)
システム5			
①システムの名称	統合収納管理システム		
②システムの機能	・収納状況照会・収納消込処理・納税証明書や督促状等の帳票発行・過誤納金の対象者を抽出し、還付・充当処理、通・口座振替請求、消込処理	知書の発行	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (統合滞納管理システム	[] 庁内連携システム [〇] 既存住民基本台帳システム [〇] 税務システム)

システム6~10		
システム6		
①システムの名称	統合滞納管理システム	
	1. 収納状況照会 : 宛名·調定·納付·還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書·納付書·滞納明細などを発行する。	
	2. 消込 : 消込データの入力・取込(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種 類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。	
	3. 還付充当 :過誤納調定に対して還付·充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)·還付充当決議書·支出命令書など を発行する。	
	4. 口座振替 : 口座振替·再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行·委託者·科目·課ごと の単位で、口座振替データを作成する。	
	5. 督促状・催告書の発行 : 督促状・納付書付き督促状、催告書・催告書兼領収書を作成する。	
	6. 各種統計資料などの作成 : 月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。	
②システムの機能	7. 年度末処理 : 繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。	
	8. 財務連動 :財務会計システム向けに、収納·充当·還付データを作成する。	
	9. 財産管理 :実態調査や財産調査などの照会書を発行し、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。	
	10. 滞納処分 :差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予·換価猶予、証券受託、延滞金減 免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録·修正·取消·削除し、滞納処分調書を発行する。	
	11. 公売管理 :不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を登録・修正・削除し、公売帳票を発行する。	
	12. 分納計画 :分割納付情報を登録・修正・削除し、分納計画書や分納用納付書を発行する。	
	13. 執行停止・不納欠損 : 執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
المراجع المراج	[〇] 宛名システム等 [〇] 税務システム	
	[〇] その他 (国民健康保険(資格)システム、介護保険システム)	

システム7		
①システムの名称	コンビニ交付システム	
②システムの機能	・コンビニエンスストアの交付機から課税(非課税)証明書・納税証明書を発行できるようにする。	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇]既存住民基本台帳システム	
	[O] 税務システム	
	[]その他 ()	
システム8		
①システムの名称	団体内統合宛名システム	
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 :各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。 2. 符号取得支援・確認 :処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。 3. 情報提供機能 :中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、各業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。 4. 情報照会機能 :各業務・システムに代わって、他機関の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。 5. 宛名情報照会 :団体内統合宛名番号、個人番号、又は基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。 6. 個人番号へのアクセス制御 :個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とアクセスログ管理をする。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (国民健康保険(税)(資格)(給付)システム、児童手当システム等の各業務シス) テム、春日部市中間サーバー	

システム9				
①システムの名称	春日部市中間サーバー			
	1. 符号管理機能 :情報照会、情報提供に用いる個人の識別子であるする「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報 2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人た情報の受領)を行う。	を保管	・管理する。	
	3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会 行う。	₹要求○	の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供	を
	4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名シ 内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、			景会
	5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった。	た旨の	情報提供等記録を生成し、管理する。	
②システムの機能	6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管	理する		
	7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。			
	8. セキュリティ管理機能 :特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電 ている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また ム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を	た、情	報提供ネットワークシステム(インターフェイスシス	
	9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付っ 対象)へのアクセス制御を行う。	与され	た権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連盟	隽
	10. システム管理機能 : バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動物	∜態の:	通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	
	【 ○ 】情報提供ネットワークシステム	[
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	[] 既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	【 ○]宛名システム等	[〕税務システム	
	[]その他 ()	
システム10				
①システムの名称	個人住民税申告ポータル			
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機	能		
	[]情報提供ネットワークシステム	Γ] 庁内連携システム	
③他のシステムトの地差	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等	[〕税務システム	
	[〇] その他 (マイナポータル申請管理)	

システム11~15		
システム11		
①システムの名称	マイナポータル申請管理	
②システムの機能	住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に更改する機能	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
の他のクステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[〇]その他 (申請管理システム)	
システム12		
①システムの名称	申請管理システム	
②システムの機能	 ・申請データ格納 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号する機能 ・申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 ・住民税システムとの申請データ連係 住民税システムに申請データを連係する機能 	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	
	[] 宛名システム等 [O] 税務システム	
	[O] その他 (マイナポータル申請管理)	
システム16~20		

3. 特定個人情報ファイル名 (1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル 4. 個人番号の利用 ※ ·番号法第9条第1項 別表24の項 法令上の根拠 ·番号法第9条第4 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1)実施する ①実施の有無 実施する] 2) 実施しない 3) 未定 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含ま れる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、6 6、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、1 25、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、 ②法令上の根拠 161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地 方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるも の」が含まれる項(48の項) 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 財務部 市民税課、収納管理課 ②所属長の役職名 財務部 市民税課長、収納管理課長 7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民税基本台帳ファイル 2. 基本情報 <選択肢> ①ファイルの種類 ※ Γ システム用ファイル 1 <選択肢> (2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 ②対象となる本人の数 Γ 10万人以上100万人未満] 5) 1.000万人以上 ③対象となる本人の範囲 ※ 市民、市外在住の課税対象者、市外在住の被扶養者 住民税の適正な賦課徴収業務を行うにあたり、必要な特定個人情報を保有する必要がある。 その必要性 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 [100項目以上] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) ·連絡先等情報 [〇] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 *業務関係情報 主な記録項目 ※ [〇]国税関係情報 [〇]地方税関係情報 []健康·医療関係情報 [〇]医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [〇]障害者福祉関係情報 [O]生活保護·社会福祉関係情報 [O]介護·高齢者福祉関係情報 [〇]雇用・労働関係情報 [〇]年金関係情報 Γ] 学校·教育関係情報 「 O 〕災害関係情報] その他 () 個人番号、その他識別情報(内部番号) :対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ·国税関係情報 :対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有 · 地方税関係情報 : 住民税額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ·医療保険関係情報、介護·高齢者福祉関係情報、雇用·労働関係情報 その妥当性 : 保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 · 障害者福祉関係情報 : 障害者関係情報に基づき、非課税者の判定、控除額の算出を行うために保有 ·生活保護·社会福祉関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有 •年金関係情報 : 年金支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うため、また年金からの特別徴収税額の決定・ 通知を行うために保有

災害関係情報

別添1を参照。 平成28年1月1日

財務部 市民税課

全ての記録項目

⑤保有開始日⑥事務担当部署

: 災害減免を行うために保有

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[〇] 本人又は本人の代理人
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (市民課、国民健康保険課、生活支援課、介護保険課)
		[〇] 行政機関・独立行政法人等 (公的年金等の支払者、国税庁)
		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市町村)
		[〇] 民間事業者 (給与、報酬、配当、公的年金等の支払者)
		[〇]その他 (地方公共団体情報システム機構)
		[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ
②入手方法		[]電子メール [〇]専用線 [〇]庁内連携システム
②八十万五		[〇] 情報提供ネットワークシステム
		[]その他 ()
③使用目的 ※		住民税額の算出・通知、証明書の発行、名寄せ、申告書・参考資料の発送
	使用部署	財務部 市民税課·財政課、市民生活部 市民課武里出張所·庄和総合支所
④使用の主体	使用者数	<選択肢>
⑤使用方法		1 各種申告書等の受付に関する事務 ・申告情報(申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書)から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報から非課税、控除を把握する。 2 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 3 給与所得者の異動に関する事務 ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。 4 証明書発行、更正に関する事務 ・課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。 5 申告書送付 ・前年賦課情報・国民健康保険加入情報に基づき、申告書を送付する。 6 年金特別徴収対象者の異動に関する事務 ・住民票関係情報から、年金特別徴収対象者の異動を把握し、特別徴収の開始・中止等を決定する。 7 申告参考資料送付 ・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の前年納付情報に基づき、申告のための社会保険料参考資料として送付する。 8 申告特例制度に関する事務 ・寄附者より寄附金税額控除に係る申告特例申請書を受領し、通知書を寄附者の所在市町村へ送付する。
情報の突合		・申告情報と住民票関係情報を突合して1月1日時点の住所地を確認する。 ・申告情報と住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報を突合して、非課税者を確認する。 ・申告情報と住民票関係情報を突合して扶養控除対象者を特定する。 ・申告情報と住民票関係情報を突合して、所得額、控除額を確認する。 ・住民票関係情報と、地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。 ・前年賦課情報と住民票関係情報、国民健康保険加入情報を突合し、申告書を送付する人を特定する。 ・住民票関係情報と国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の前年納付情報を突合し、送付先を確認する。
 ⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		(選択肢) (要託する] (1) 委託する (2) 委託しない
		(6)件
委託事項1		申告情報のパンチ入力業務
①委託	托内容	申告情報のパンチ入力
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託		株式会社 埼玉電算センター
—	④再委託の有無 ※	<選択肢> 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項2~5	
委託事項2		納税通知書封入·封緘業務
①委託内容		納税通知書封入·封緘
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		株式会社ジーシーシー 埼玉支社
亩	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項3	データ連係業務
①委詰	无内容 	eLTAXシステム、国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		株式会社 TKC
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務		
①委託内容		システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業		
②委託先における取扱者数		<選択肢>		
③委託先名		株式会社ジーシーシー 埼玉支社		
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない		
	⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から、下記を記載した書面の提出を受け、許諾を判断している。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の再委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等		
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務の一部		
委託	事項5	遠隔地保管		
①委託	· 任内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託		
②委託先における取扱者数		<選択肢>		
③委託先名		富士倉庫運輸 株式会社		
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない		
再委託	⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から、下記を記載した書面の提出を受け、許諾を判断している。 ・再委託の必要性 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託先のセキュリティ管理体制		
	⑥再委託事項	集配業務		
委託	事項6~10			
委託	事項6	基幹システムサーバー機器等外部管理		
①委託	托内容	データセンターでのサーバー運用		
②委託先における取扱者数		<選択肢>		
③委託先名		非公開 (当市のサーバーの保管場所が推測されることを防ぐため)		
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない		
	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託	事項11~15			
委託	委託事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・移	多転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (74) 件 [O] 移転を行っている (26) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先2~5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはそ の算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少提供刀法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先4	総務大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表4の項
②提供先における用途	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
() 提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先5	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IREVOTAL	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先6~10	
DEDUCED TO	
提供先6	全国健康保険協会
	全国健康保険協会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項
提供先6	
提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
提供先6 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはそ
提供先6 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
提供先6 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
提供先6 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
提供先6 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
提供先6 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇] 情報提供ネットワークシステム

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児 入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IXE IX 73 7A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先8	都道府県知事
提供先8 ①法令上の根拠	都道府県知事 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはそ
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇] 情報提供ネットワークシステム

提供先9	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援 給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IZE NOTIZE	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先10	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
のルドバル	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先11~15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
9 使供力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項
	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関す
②提供先における用途	る事務
②提供先における用途 ③提供する情報	
	る事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはそ
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	る事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	る事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	る事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	る事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	る事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇] 情報提供ネットワークシステム

提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© REVOTIA	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはそ の算定の基礎となる事項に関する情報)
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	
④提供する情報の対象となる	の算定の基礎となる事項に関する情報) - <選択肢> - (選択肢> - (1) 1万人未満 - (2) 1万人以上10万人未満 - (3) 10万人以上100万人未満 - (4) 100万人以上1,000万人未満
④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	の算定の基礎となる事項に関する情報) < <u>選択肢></u> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	の算定の基礎となる事項に関する情報) - <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	の算定の基礎となる事項に関する情報) - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	の算定の基礎となる事項に関する情報) - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与 税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒供力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先16~20	
提供先16	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
②担州士 注	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはそ の算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© RENOTIAL	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先18	日本私立学校振興·共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表57の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはそ の算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
○ +□ #+ + :+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
6提供方法	
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ []紙
⑥提供方法	

提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表58の項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IZENOJIA	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する 事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

移転先1	障がい者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第4条第3項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表9項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎竹夕平仏刀 広	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期•頻度	月次で連携
移転先2~5	
移転先2~5 移転先2	健康課
20.00	健康課番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
移転先2	
移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する 事務(番号法第9条第1項 別表14項) 住民税の課税対象者情報
移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する 事務(番号法第9条第1項 別表14項)
移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表14項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表14項) 住民税の課税対象者情報
移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表14項) 住民税の課税対象者情報
移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表14項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 []庁内連携システム []専用線
移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表14項) 住民税の課税対象者情報 【 10万人以上100万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 1 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 【]庁内連携システム

移転先3	生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(番号法第9条第1項別表23項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
②传虹刀 法	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	月次で連携
移転先4	国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	国民健康保険税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表24項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[] 庁内連携システム [] 専用線
@14±-+:+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	月次で連携

移転先5	住宅政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務(番号法第9条第1項 別表27項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[]庁内連携システム []専用線
○ \$\$\$=+:+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	随時で連携
移転先6~10	
移転先6	国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の 実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表44項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少19#4月	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	随時で連携

移転先7	市民課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は掛金の徴収に関する事務(番号法第9条第15別表47項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[] 庁内連携システム [] 専用線
(6)移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
炒炒料力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	随時で連携
校 = 件 0	こども支援課
移転先8	ことも又抜誄
移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
10 1000	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表56項) 住民税の課税対象者情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表56項)
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表56項) 住民税の課税対象者情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人よ満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表56項) 住民税の課税対象者情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表56項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表56項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 []庁内連携システム []専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表56項) 住民税の課税対象者情報 【 10万人以上100万人未満 2 1万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 4 100万人以上1,000万人未満 5 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 【]庁内連携システム

移転先9	高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表61項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[] 庁内連携システム [] 専用線
6 移転方法	[]電子メール
○19年4月五	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	月次で連携
移転先10	こども育成課
移転先10 ①法令上の根拠	こども育成課 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表65項) 住民税の課税対象者情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表65項)
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表65項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表65項) 住民税の課税対象者情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表65項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表65項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 []庁内連携システム []専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表65項) 住民税の課税対象者情報 【 10万人以上100万人未満 2 1万人以上10万人未満 3 10万人以上100万人未満 4 100万人以上1,000万人未満 5 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 【]庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先11~15	
移転先11	こども支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表66項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
Ο19 ΤΩ Ι	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	月次で連携
移転先12	障がい者支援課
移転先12 ①法令上の根拠	障がい者支援課 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法 等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別 表67項) 住民税の課税対象者情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法 等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別 表67項)
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表67項) 住民税の課税対象者情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法 等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表67項) 住民税の課税対象者情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項別表67項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表67項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 []庁内連携システム []専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表67項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢>

移転先13	こども相談課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表70項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[]庁内連携システム []専用線
⑥ 按転士法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	月次で連携
移転先14	こども支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表81項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[] 庁内連携システム [] 専用線
@19 - - - - - - - - - 	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	月次で連携

移転先15	国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表85項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
②惨粒刀法	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	月次で連携
移転先16~20	
移転先16	生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表95項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[]庁内連携システム []専用線
⑥投転士 注	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇]その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	随時で連携

移転先17	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表100項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[]庁内連携システム []専用線
6移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
● 付多キムノノバム	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	月次で連携
移転先18	市民課
移転先18 ①法令上の根拠	市民課番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害 給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表116項) 住民税の課税対象者情報
②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害 給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表116項)
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害 給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表116項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害 給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表116項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害 給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表116項) 住民税の課税対象者情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表116項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 []庁内連携システム []専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表116項) 住民税の課税対象者情報 【 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 1,000万人以上 1 1,000万人以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

移転先19	障がい者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表117項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[] 庁内連携システム [] 専用線
○ 4+-+:+	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	月次で連携
移転先20	保育課
移転先20 ①法令上の根拠	保育課 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
10 1000	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給 又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表127項) 住民税の課税対象者情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給 又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表127項)
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表127項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給 又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表127項) 住民税の課税対象者情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表127項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表127項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 []庁内連携システム []専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表127項) 住民税の課税対象者情報 【 10万人以上100万人未満 2 1万人以上10万人未満 2 1万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 4 100万人以上1,000万人未満 5 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 【]庁内連携システム

6. 特定個人情報の保管・消去

<本市における措置>

- ・ICカード及び生体認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。
- ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているユーザID/パスワードと生体による認証が必要。
- ・届出書等も保管年限内は、施錠できる環境での保管を義務付けている。
- ・執務室の最終退出者は、退出時に施錠を行っており、外部の者が入室できないようにしている。

- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室 への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデー タベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者 が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ 管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも 日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

保管場所 ※

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個	人情報ファイル名	
2. 住民税収	【滞納ファイル	
2. 基本情	報	
①ファイルの	D種類 ※	<選択肢> 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる	る本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる	る本人の範囲 ※	市民, 市外在住の納税義務者、納税管理人
4	その必要性	賦課額情報に基づいた納税義務者に対する収納業務、納期限までに徴収できない場合の滞納整理業務の 実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録され	る項目	 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
=	主な記録項目 <mark>※</mark>	・識別情報
á	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先(電話番号等)、その他住民票関係情報 :対象者の収滞納期日時点の居住地を把握するために保有 ・地方税関係情報 :対象者に対し納付書、納税証明書等を発行するために保有
4	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始	ì日	平成28年1月1日
⑥事務担当	部署	財務部 収納管理課

3. 特定個人情報の入手・使用		
		[〇] 本人又は本人の代理人
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (市民税課)
		[〇]行政機関・独立行政法人等 (法務局)
①入手元	X *	[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (各都道府県、各市区町村)
		[〇] 民間事業者 (金融機関、生命保険等の事業者、給与等支払者)
		[] その他 (
		[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
@1###		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
②入手方法	i	[〇] 情報提供ネットワークシステム
		[]その他()
③使用目的	· *	収納・還付処理、滞納状況の確認、滞納額の消込・算出・通知、滞納整理、証明書の発行
	使用部署	財務部 収納管理課、庄和総合支所総務担当·市民窓口担当
④使用の主体	使用者数	 <選択肢> 50人以上100人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
・収納期課還誤納付滞税納期課還誤納付滞税納納辦別報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報		1. 収納管理事務 ・収納状況を管理する。 ・納期限を過ぎても完納されない納税者に対して督促状を送付する。 ・ 納期限を過ぎても完納されない納税者に対して督促状を送付する。 2. 還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付充当処理を行い、通知書を作成する。 3. 納税証明書発行 ・交付申請があったものについて、収納状況を確認のうえ、納税証明書を発行する。 4. 滞納管理事務 ・納税者との折衝状況を記録する。 ・滞納者の未納状況を管理する。 ・滞納者に対して電話催告の実施、催告書を送付する。 ・滞納者に対して電話催告の実施、催告書を送付する。 ・滞納者に対して電話催告の実施、保告書を送付する。 ・滞納者の財産調査を実施し、財産の有無を記録する。 ・差押・参加差押・交付要求処理を行い、処分内容を通知する。 ・執行停止処理、納税義務が消滅した場合には、不納欠損処理を行う。 ・公売の実施、配当・充当を行う。 5. 納税誓約管理 ・納税誓約があったものについて、納付書を作成し、履行状況を管理する。 6. 時効管理 ・徴収権の時効等を管理する。 7. 納税義務の承継 ・納税義務の承継 ・納税義務の承継
1	青報の突合	・本人特定のため、内部番号を使用し、住民税基本台帳ファイルの氏名、住所と突合する。 ・本人又は代理人の申請内容と本市で登録されている氏名、住所、生年月日で検索し突合する。 ・調査等を実施した際、氏名、住所、生年月日で検索し突合する。
 ⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託0	D有無 <mark>※</mark>	(選択肢> (選択肢> (3) 件					
委託	事項1	システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務					
①委詰	托内容	システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業					
②委託先における取扱者数		<選択肢>					
③委託先名		株式会社ジーシーシー 埼玉支社					
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から、下記を記載した書面の提出を受け、許諾を判断している。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の再委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等					
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務の一部					
委託	事項2~5						
委託	事項2	遠隔地保管					
①委託	托内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託					
②委託先における取扱者数		<選択肢>					
③委託先名		富士倉庫運輸 株式会社					
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から、下記を記載した書面の提出を受け、許諾を判断している。 ・再委託の必要性 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託先のセキュリティ管理体制					
	⑥再委託事項	集配業務					

委託事項3		基幹システムサーバー機器等外部管理				
①委託	· 任内容	データセンターでのサーバー運用				
②委託先における取扱者数		<選択肢>				
③委託先名		非公開(当市のサーバーの保管場所が推測されることを防ぐため)				
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない				
	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委託事項					
委託事項6~10						
委託事項11~15						
委託	事項16~20					

5. 特定個人情報の提供・移	5転(委託に伴うものを除く。)		
担供、投転の左無	[]提供を行っている ()件 []移転を行っている ()件
提供・移転の有無	[〇] 行っていない		
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲			
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム[]電子メール[]フラッシュメモリ[]その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期·頻度			
提供先2~5			
提供先6~10			
提供先11~15			
提供先16~20			
移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲			
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙	
⑦時期·頻度	[]その他 ()
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15			
移転先16~20			

6. 特定個人情報の保管・消去

<本市における措置>

·ICカード及び生体認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているユーザID/パスワードと生体による認証が必要。

- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサー バー室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。

保管場所 ※

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者 が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ 管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも 日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民税基本台帳ファイル

1自治体コード、2賦課年度、3宛名番号、4徴収区分、5履歴No、6課税番号・指定番号、7生年月日、8性別、9受給者番号、10非課税区分、11 非課税区分(森林環境税)、12徴収開始·終了期(月)、13更正開始期(月)、14異動区分、15異動事由、16異動処理日、17併徴該当区分、18営 業所得、19農業所得、20その他事業所得、21不動産所得、22利子所得、23配当所得、24私募証券外貨建以外、25私募証券外貨建、26信託配 当所得、27給与収入、28租税条約免除給与収入、29専従給与収入、30給与所得、31年金収入、32雑所得、33(総合課税)短期譲渡所得、34 (総合課税)長期譲渡所得、35一時所得、36一時所得特別控除額、37(総合課税)退職所得、38特定支出控除、39所得金額調整控除額、40総 合分所得合計、41変動当年所得、42変動前年所得、43変動前々年所得、44臨時所得、45(分離課税)退職所得、46肉用牛免税所得、47肉用 牛免税対象外売却額、48土地等の事業雑所得、49短期譲渡所得(一般)、50短期譲渡所得(軽減)、51短期譲渡特別控除額、52短期譲渡特 別控除額(一般)、53短期譲渡特別控除額(軽減)、54長期譲渡所得(一般)、55長期譲渡所得(特定)、56長期譲渡所得(軽課)、57分離譲渡 特定損失、58繰越損失居住用財産、59長期譲渡特別控除額、60長期譲渡特別控除額(一般)、61長期譲渡特別控除額(特定)、62長期譲渡 特別控除額(軽課)、63一般株式等譲渡所得、64上場株式等譲渡所得、65上場株式等の配当等所得、66先物取引所得、67山林所得、68山林 特別控除額、69合計所得金額、70繰越損失、71純損失、72繰越損失株式等譲渡、73繰越株式等(配当分)、74繰越損失先物取引、75繰損特 定投資、76老年者、77寡婦、78寡婦特別、79寡夫、80ひとり親、81勤労学生、82控除対象配偶者、83老人控除対象配偶者、84同一生計配偶 者、85同居老親等扶養親族数、86老人扶養親族数、87特定扶養親族数、88一般扶養者数、89年少扶養控除、90同居特別障害者数、91扶養 特別障害者数、92扶養親族中の普通障害者数、93雑損控除、94医療費支払額、95スイッチOTC支払額、96医療費控除、97社会保険料控除、 98小規模企業共済掛金控除、99住民税・寄附金控除、100生命保険・個人年金支払額、101生命保険・住民税控除額、102地震保険支払額、 103地震保険・旧長期支払額、104地震保険・住民税控除額、105控除対象配偶者の控除額、106配偶者所得、107配偶者特別控除、108特定 |扶養分控除額、109同居老人扶養控除額、110老人扶養控除額、111一般扶養分控除額、112同居特別障害者にかかる控除額、113(扶養)特 別障害者にかかる控除額、114(扶養)普通障害者にかかる控除額、115(本人)障害(特障)にかかる控除額、116(本人)障害(普障)にかかる 控除額、117(本人)老年者にかかる控除額、118(本人)寡婦にかかる控除額、119(本人)寡婦特別にかかる控除額、120(本人)寡夫にかかる 控除額、121(本人)ひとり親控除額、122(本人)勤労学生控除、123基礎控除額、124控除額合計、125(税額控除)災害減免額、126(税額控 除)外国税額控除、127政党寄附金控除、128夫有区分、129未成年、130生活保護、131租税条約、132確定申告書区分、133均等割区分、134 家屋敷区分、135専従青白区分、136専従配偶者、137配偶者以外の事業専従者の人数、138専従者控除額、139国外扶養人数(配偶者)、140 国外扶養人数(扶養)、141配当割額控除、142株式等譲渡所得割額控除、143住宅借入金控除可能額、144調整控除額(市)※平成19年度改 正対応、145調整控除額(県)※平成19年度改正対応、146税額控除」配当控除(市)、147税額控除」配当控除(県)、148住宅借入金控除 (市)、149住宅借入金控除(県)、150寄附金税額控除(市)、151寄附金税額控除(県)、152税額控除,外国税額控除(市)、153税額控除,外国 税額控除(県)、154税額調整(市)、155税額調整(県)、156税源移譲に伴う減額措置(市)、157税源移譲に伴う減額措置(県)、158配当割額控 |除額·株式等譲渡所得割額控除額(市)、159配当割額控除額·株式等譲渡所得割額控除額(県)、160定額控除前所得割(市)、161定額控除 前所得割(県)、162定額減税額(市)、163定額減税額(県)、164配当割·株式所得割控除不足額、165所得割額(市)、166均等割額(市)、167 所得割額(県)、168均等割額(県)、169森林環境税額、170年税額、171還付額、172充当又は委託納付額、173個人住民税減免区分、174個人 住民税減免割合、175森林環境税免除区分、176所得割(市)減免額、177均等割(市)減免額、178所得割(県)減免額、179均等割(県)減免 額、180森林環境税免除額

(2)住民税収滞納ファイル

1.納税義務者_宛名番号,2.納付書宛先_宛名番号,3.固定所有者_宛名番号,4.自治体コード,5.調定年度,6.賦課年度,

7.科目コード,8.通知書番号,9.年税額,10.年税按分額,11.法定納期限等,12.法人宛名番号,

13.事業年度,14.事業年度開始日,15.事業年度終了日,16.調定年月日,17.申告区分,18.本来調定年月日,19.法定納期限,20.指定納期限, 21.延長納期限,22.申告受付日,23.当初申告受付日,24.更正決定通知日(市町村),25.更正決定通知日(国),26.延滞金除算期間開始日, 27.延滞金除算期間終了日,28.重加算金額,29.減額理由,30.修正申告区分,31.更正決定理由,32.減額発生日,33.減額調定日,34.控除額, 35.更正請求日,36.納通公示日,37.納通公示理由,38.異動事由,39.国保記号番号,40.軽自標識番号,41.軽自車種,42.特徵指定番号,

43.介護被保険者番号,44.更正日,45.期別,46.現年·過年度区分,47.一般·随時区分,48.期別調定額,49.確定延滞金,

50.課稅前延滞金基準日,51.課稅前延滞金,52.督促手数料,53.納期限,54.滞納処分名称,55.滞納処分開始日,56.滞納処分終了日,

57.滞納処分備考,58.按分名称,59.期別按分額,60.特徴退職人数,61.期別履歴その他名称,62.期別履歴その他金額,63.納付書発送年度,

64.納付書発送科目,65.納付書発送本税額,66.納付書発送延滞金,67.納付書発送手数料,68.納付書発送日,69.納付書種類,

70.納付書発送MPN確認番号,71.納付書OCR番号,72.納付書発送コンビニバーコード番号,73.納付書発送按分額,74.繰越年度,

75.繰越調定額,76.繰越按分額,77.軽自口座領収発送日,78.口座振替宛名番号,79.口座振替請求額,80.口座振替不能事由,

81.催告発送日,82.督促発送日,83.督促金額,84.督促公示送達日,85.督促公示理由,86.消込アンマッチ名称,87.領収書登録方法,

88.領収書種類,89.納付区分,90.納付歳入出年度,91.納付歳入出区分,92.速報本税額,93.速報延滞金,94.速報手数料,95.領収日時,

96.会計日(確報日),97.コンビニ名称,98.コンビニ店舗,99.CVS消込バーコード,100.CVS自治体コード,101.CVS調定年度,

102.CVS賦課年度,103.CVS科目コード,104.CVS通知書番号,105.CVS期別,106.CVS消込納付額,107.CVS消込本税額, 108.CVS消込延滞 金,109.CVS消込手数料,110.MPN消込チャネル,111.MPN消込金融機関,112.MPN消込支店,113.MPN法人宛名番号,

114.MPN宛名番号,115.MPN申告区分,116.MPN事業年度開始,117.MPN事業年度終了,118.MPN消込本税額,119.MPN消込延滞金,

120.MPN消込納付方式,121.MPNクレジットカード番号,122.MPNクレジット会社番号,123.OCR分冊番号,124.OCR納付書発送年度,

125.OCR領収書歳入年度,126.OCR領収書領収日,127.OCR自治体コード,128.OCR調定年度,129.OCR賦課年度,

130.OCR科目コード,131.OCR期別,132.OCR事業年度開始,133.OCR事業年度終了,134.OCR領収書本税額,135.OCR領収書延滞金,

136.OCR領収書手数料,137.OCR領収書按分額,138.OCR読込連番,139.領収日,140.会計日,141.会計受入年度,142.払込金融機関,

143.払込支店,144.納付本税額,145.納付延滞金額,146.納付督促手数料,147.納付按分本税額,148.還付年度,149.還付通知番号,

150.過誤納還付通知番号,151.過誤納発生日,152.過誤納解消日時,153.支払開始日,154.還付確定日,155.還付通知発送日, 156.充当確定日,157.還付時効日,158.還付支払日,159.還付会計日,160.還付加算金起算日,161.還付加算金決定日,

162.還付充当歳入出年度,163.還付充当歳入出区分,164.還付充当(振込先)金融機関名称,165.還付充当(振込先)支店名称,

[02.返]] 元 三威人山平良, [03.返]] 元 三威人山区方, [04.返]] 元 三(旅处元/壶 融(废)石 何, [03.返]] 元 三(旅处元/文店石 作,

166.還付充当(振込先)口座種別,167.還付充当(振込先)口座番号,168.還付充当(振込先)口座名義人,169.還付充当(送付先)郵便番号,

170.還付充当(送付先)住所,171.還付充当(送付先)氏名,172.還付充当義務者氏名,173.還付充当特徵個人宛名番号,

174.還付充当過誤納理由,175.還付充当正当額本税額,176.還付充当正当額延滯金,177.還付充当正当額手数料,

178.還付充当納付額本税額,179.還付充当納付額延滞金,180.還付充当納付額手数料,181.還付本税額,182.還付延滞金,

183.還付手数料,184.還付加算金,185.還付按分本税額,186.充当本税額,187.充当延滞金,188.充当手数料,189.充当先通知書番号,

190.充当先期別,191.充当先未納本税額,192.充当先未納延滞金,193.充当先未納手数料,194.充当先納付本税額,

195.充当先納付延滞金,196.充当先納付手数料,197.充当按分本税額,198.充当先按分本税額

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

1. 住民税基本台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク ・住民からの申告・申請情報の入手にあたっては、住民税基本台帳事務における、春日部市本人確認等事務 取扱規則(以下「規則」という。)に従い、本人確認を実施している。 ・住民からの申告情報を受理する際は、申告者本人の賦課期日住所・カナ氏名、生年月日があらかじめ印刷 された申告書を使用し、印刷内容を確認したうえで漢字氏名を記入してもらっている。代理人による申告の場 合は代理人署名欄を使用することで、申告者本人の申告であることを注意喚起している。 ・他団体からの申告情報については、基本4情報をもとに1件ずつ課税対象者情報と突合し、合致するかを確 認している。合致しない場合は、本来の提出先へ回送している。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を 記入することがないようにしている。 ・他団体からの申告情報については、必要な情報以外は記載されない定められたインターフェースに基づいて 入手している。 リスクに対する措置の内容 ・評価実施機関内の他部署からの提供情報については、個人住民税の事務に関係する情報のみ限定入手す るような運用としている。 ・庁内からの住基情報等の入手にあたっては、既存住基システム、各業務・システムの庁内データ連携機能 のシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。 マイナポータル申請管理における措置 :マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止し ている。 :住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画 面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止している。 ・申請管理システムにおける措置 :システム連携仕様に基づくため、対象者以外及び不要の情報を入手を防止している。 く選択肢> 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置
- :住民からの申告情報の入手については、賦課の資料となる旨を説明している。
- :他団体からの申告情報については、電子データはeLTAXによる専用回線にて、紙媒体、電子媒体は郵送または窓口にて、本市課税対象者 の賦課の資料として提出されており、不適切な方法で入手されることはない。
- :評価実施機関内の他部署からの提供情報については、賦課の資料となる旨を説明して提供を受けている。
- : 庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、接続可能なシステムをあらかじめ登録し、許可された業務・システムに限定した入手 方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。
- :住民税システム及び申請管理システムは利用できる職員を限定している。さらに、パスワード及び生体認証による認証を行い、アクセス権を 持たない職員のなりすましによる入手への対策を施している。
- :市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、サーバー間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。
- :個人住民税申告ポータルについては、住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カ ドの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 :個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく
- 電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。
- ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置
- :住民からの申告情報の入手については、規則に従い本人確認を行っている。
- : 申告等情報の個人番号と課税対象者情報の個人番号からそれぞれの基本4情報を突合することで、真正性を確認する。
- :入手した情報について、窓口で聞き取りや添付書類との照合等により確認している。
- 誤りが確認された場合は、税務調査を行い適宜職権にて修正することで正確性を確保している。
- 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。
- :住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用 電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領し、署名検証(有効性確認、改ざん検知 等)を実施することにより本人確認をしている。
- :個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置 を講じている。
- ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置
- :住民からの申告情報については、あらかじめ担当者の宛先を印刷した返信用封筒にて返送してもらうことで、送付先誤り等を防止している。
- :企業からの申告情報については、担当課の宛先を印刷した宛名シールを貼付して送付してもらうことで、送付先誤り等を防止している。 :電子データで提出・提供される他団体からの申告情報については、専用回線を介して入手することで漏えい・紛失を防止している。
- : 専用回線で入手した申告情報を媒体を用いて課税システムへ連携する際は、媒体の使用記録を残すとともに、連携後は直ちにデータを消去 している
- :評価実施機関内の他部署からの提供情報については、ユーザID/パスワードでのみアクセスできる専用サーバー内での授受に運用を限定し ている。
- : 庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手にあたっては、サーバー間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。
- :市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、サーバー間通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。
- マイナポータル申請管理と地方公共団地との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部から盗聴、漏えい等が起こらないよ うにしており、さらに通信自体も暗号化している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1・ 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・宛名機能を利用することもあるが、住民税システムの住民税賦課機能以外から宛名機能を利用する場合には個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・住民税システム、課税資料管理システムには、住民税賦課事務に関係のない情報を保有しない。 ・住民税システムの住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・市町村CSへのアクセスにおいてユーザID/手のひら静脈による認証を実施しており、予め定められた職員及びシステム(機能)しか特定個人情報にアクセスできないように権限設定を行い、アクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーサ	デ認証の管理	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
・住民税システム、課税資料管理システム、申請管理システムへのアクセスにド、生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を実施している。・ユーザID及びパスワード、パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限に厳重に管理している。・ユーザID及びパスワード、パスワード及び生体認証を複数人で共有すること			きない。 る職員を特定し、個人ごとのユーザID 長小限とし、漏えい等が発生しないよう		
その他の措置の内容		かじめ定められたルールにま :住民税システム、課税資料 へのアクセス権限は定期的I ・アクセス権限の管理 :ユーザID及びパスワード又 ように厳重に管理している。 :ユーザIDについては、定期	はパスワード 基づいて随時 管理システム こ見直しを行い はパスワード 的にチェックを ユーザIDに有	行っている。 、マイナポータル申請管理、い、でイナポータル申請管理、い、適切な者のみがアクセス 及び生体認証の利用者は必要 で行い、不要なIDが残存しない が期限を設定し、期限到来に	廃棄は、人事異動や退職時など、あら申請管理システムにアクセスする職員できるようにしている。 要最小限とし、漏えい等が発生しないいようにしている。また、利用期間が明こより自動的に失効するようにしてい
		・特定個人情報の使用の記録:ユーザIDとともに、住民税シ更新、印刷等)のアクセス記	禄 バステム、課移 録をログとして	投資料管理システム、申請管理 C保管している。	里システムへのアクセス、操作(登録、 Rできる仕組みを準備している。
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置
- :外部媒体へのデータのコピーを制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。
- :外部記憶媒体内のデータは暗号化している。
- :全職員が、年に1回、個人情報保護に関してのe-ラーニングを受講し、事務外での利用をしないよう周知している。 :各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。
- :マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限している。
- ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置
- :特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ 許可している。
- :特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵の管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルール を定め、遵守している。
- :保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。
- :機器を廃棄又はリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 :業務端末の持出し、私物のPCの接続は禁止している。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない] 委託しない
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
	R約書中の特定個人情報 レの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない
	規定の内容	・特定個別 ・特定個別 ・情報が ・情報がにいる ・再委託!!	利用を禁止する。 人情報の閲覧者・更新 人情報の提供先を限り 鬼を防ぐための保管管 下要となったとき又は いて、本市が委託先 は原則として禁止する 記り得た情報の守秘書	定する。 哲理に責任を 要請があっ <i>†</i> の現地調査 。	負う。 とときに情報の返還又は消去など	の必要	な措置を講じる。
	f先による特定個人情報 レの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない		分に行っている 委託していない
	具体的な方法	・再委託を	行う場合には、上記	と同様の機能	に再委託の必要性について書面で 密保持契約の遵守を規定しており 行い、改善結果の報告を受ける。	ノ、委託	
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置
- :委託先から他者への特定個人情報の提供は原則として認めないことを契約書上明記する。なお、再委託を行う場合は、再委託先においても 委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。
- また、必要があれば特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、本市職員が現地調査することも可能とする。
- :委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供している。
- : 委託先へのデータ搬送においては、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。
- ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置 :個人情報を記録した媒体(紙、外部記録媒体)の破棄は、再利用できない措置を講じている。
- 情報を記録している記録媒体が不要になった場合、記録媒体の初期化等、情報を復元できないように処置したうえで廃棄している。
- 委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出させ、確認を行っている。
- 必要に応じて本市職員が現地調査・確認を行えることとしている。

5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク:	システムを	通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク	: 不正な提供・移転が行	われるリスク				
	国人情報の提供・移転に ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	どめていない
	ルールの内容及びルー ル遵守の確認方法	・具体的に誰に対し何の目的で ・国税連携システム、審査シス・ しており、必要に応じ連携処理 ・庁内連携システムを介した庁 ・上記の移転、提供等について	テムでの情 に係るログ 内連携につ	報提供については、あらかじ を確認している。 いてもあらかじめ定められた	め定められ c仕様での移	た仕様に基づく連携に限定 転に限定している。
その他	2の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置 :他自治体への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っている。 :国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数の職員による確認を行っている。
- : 庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバー間通信に限定している。
- ・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置
- ・他自治体等への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っている。
- :国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数の職員による確認を行っている。 :庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバー間通信に限定している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(入手)]接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <個人住民税システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの仕様(プレフィックス情報等)に基づき、当該事務で必要となる情報以外の入手は不可能で ある。 ・中間サーバーへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操 作内容を把握可能である。 <個人住民税システムの運用における措置> ・権限を持った職員が所属長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 ・個人住民税システムで記録している操作ログは、必要に応じて個人住民税システムからリストを出力し、確 認する。 ・定められたルールに基づく入手を職員に周知、徹底している。 リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発 行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネッ トワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認め られた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン 連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提 供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へ のアクセス制御を行う機能。 <選択肢> Γ 十分である] リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 不正な提供が行われるリスク <個人住民税システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう個人住民税システム で担保している。 ・特定個人情報の提供は個人住民税システムでの連携に限定している。 <個人住民税システムの運用における措置> 個人住民税システムで記録している操作ログは、必要に応じてリストを出力し、確認する。 ・自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、所属長の承認を得た上で、提供を実施する運用を行っ ている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネット リスクに対する措置の内容 ワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づ き情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステ ムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動 で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特 定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が 不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施し た職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を 抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <選択肢> 十分である] リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

◆安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置

<個人住民税システムのソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーと基幹系システム間は、サーバー間通信に限定しており安全性を確保している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人 情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

◆入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置

<個人住民税システムのソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの仕様(プレフィックス情報等)に基づき入手するため、入手した特定個人情報の正確性は個人住民税システムで担保されている。
- ・個人住民税システムで中間サーバーから特定個人情報を入手する際、文字コード、型等の変換の正確性をテストで担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
- ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
- ◆入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置

<個人住民税システムのソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーと基幹系システム間は、サーバー間通信に限定して、漏えい・紛失するリスクを排除している。

<個人住民税システムの運用における措置>

・権限を持った職員が所属長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。
- ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
- ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、 特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、 照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなってい る。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へ はアクセスすることはできない。

◆不適切な方法で提供されるリスク

- ・中間サーバーと基幹系システム間は、サーバー間通信に限定しており、他の経路で提供できない。
- ・個人住民税システムは、パスワード及び生体認証による認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。
- ・個人住民税システム以外から情報提供できないようシステム上で担保している。

<個人住民税システムの運用における措置>

・情報提供内容の自動応答が出来ない場合を想定し、手動で情報提供を行う場合は、所属長への確認を行った上で、実施することを運用ルールとして義務付けている。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
- ◆誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置
- <個人住民税システムのソフトウェアにおける措置>
- ・個人住民税システムの情報提供機能は、中間サーバーの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを 排除している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
- (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

◆その他の措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保して
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間 サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等の リスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

,,,,	. 19 XC 100 X 110 TK 0 2 //14 / C 0	11M.J.C	以底ノハノ			
①事 知	女発生時手順の策定・周	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	去3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関す 事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容					

◆物理的対策 <本市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、生体認証を含む二要素認証による入退室管理を行って いる。 •LGWAN接続端末は業務時間外は施錠できる場所に保管している。 ・特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、施錠できる場所に保管している。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安 全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 <中間サーバー·プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠 管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリ スクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウド サービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築 し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ◆技術的対策 <本市における措置> ・庁舎間及びサーバー設置場所との通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。 ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用している。 その他の措置の内容 ・定期的にバックアップファイルを取得して、外部記録媒体に記録している。 管理区域にある許可された端末以外の業務端末からのデータ持出を不可能にしている。 ・業務端末への外部媒体の接続は、許可された媒体に限定して可能としている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを 効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログ の解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第 1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガ バメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同 じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセス パターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間 365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエア について、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された 閉域ネットワークで構成する。

⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接 続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置

Γ

- 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。
- 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置
- : 紙媒体の廃棄時には手順書等に基づき、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。

8. 監	8. 監査						
実施の有無		[〇] 自己点検	[〇]内部監査 []外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓							
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な方法	月、全職員を対象にセキュリティュ 理解の程度を確認し、各職員のも・職員に対して、個人情報保護に・年に1回、所属部署のOA担当者・委託業者に対しては、契約内容 く中間サーバー・プラットフォーム・中間サーバー・プラットフォームのとしている。	者に対し、教育を実施している。 学に個人情報保護に関する規定を設けている。				

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高 い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委 託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

がバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

2. 住民税収滞納ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・納税義務者からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、住民税収滞納事務における、春日部市本人確 認等事務取扱規則(以下「規則」という。)に従い、本人確認を実施している。

・庁内からの住民税賦課情報等の入手にあたっては、住民税システム、各業務・システムの庁内データ連携 機能のシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
 - 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- •不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置
- : 庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、接続可能なシステムをあらかじめ登録し、許可された業務・システムに限定した入手 方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。
- :収納管理システム及び滞納整理システムは利用できる職員を限定している。さらに、パスワード及び生体認証による認証を行い、アクセス権 を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施している。
- ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置
- : 入手した情報について、窓口で聞き取りや添付書類との照合等により確認している。
- : 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。
- : 住民税システムにて正確性が担保された情報を庁内連携機能を通じて、定められたインターフェースに基づき入手するため、受領側の収納 管理システム及び滞納整理システムでは正確性が担保されている。
- ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置
- : 庁内連携機能からの住民税賦課、各種照会情報の入手にあたっては、サーバー間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。
- : 市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、サーバー間通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

,,,,	The second section of the second section is a second section of the second section sec					
・宛名機能を利用することもあるが、収納管理システム及び滞納整理システムの収滞納照会機能以外から名機能を利用する場合には個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・収納管理システム及び滞納整理システムには、収滞納事務に関係のない情報を保有しない。 ・収納管理システム及び滞納整理システムの照会機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアス制御を行っている。						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理 <選択肢> (選択肢> 1) 行っている 1 2) 行っていない			2) 行っていない			
	・収納管理システム及び滞納整理システムへのアクセスにおいて、パスワード及び生体認証による認証を施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している・パスワード及び生体認証を複数人で共有することを禁止している。					

その他の措置の内容	・アクセス権限の発効・失効の管理 :パスワード及び生体認証の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 : 収納管理システム及び滞納整理システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・アクセス権限の管理 :パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 : ユーザIDについては、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 : 上記のアクセス権限の設定は定期的に点検している。 ・特定個人情報の使用の記録 : ユーザIDとともに、収納管理システム及び滞納整理システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷等)のアクセス記録をログとして保管している。 : 上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 「 十分である] 〈選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置
- : 外部媒体へのデータのコピーを制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 : 全職員が、年に1回、個人情報保護に関してのe-ラーニングを受講し、事務外での利用をしないよう周知している。
- :各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。
- ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置
- : 特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ 許可している。
- : 特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守し ている。

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 (選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない ・目的外利用を禁止する。・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。・特定個人情報の提供先を限定する。・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。・必要に応じて、本市が委託先の現地調査を行うことができる。・再委託は原則として禁止する。・業務上知り得た情報の守秘義務。	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない							
ファイルの取扱いに関する規定 ・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供先を限定する。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要に応じて、本市が委託先の現地調査を行うことができる。 ・再委託は原則として禁止する。	リスク: 委託先における不正な	Jスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供先を限定する。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要に応じて、本市が委託先の現地調査を行うことができる。 ・再委託は原則として禁止する。		「 定めている] ・・・・・		<i>さ</i> めていない				
	規定の内容	・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供先を限定する。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに ・必要に応じて、本市が委託先の現地調査を行う。 ・再委託は原則として禁止する。		を構置を講じる。				
スプライルの適切な取扱いの担保 「			Fに力を入れて行っている 2) +					
・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行う。 ・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、 改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受ける。	具体的な方法	・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持	契約の遵守を規定しており、委託					
その他の措置の内容	その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か 「 十分である	リスクへの対策は十分か	[十分である] 1)特	Fに力を入れている 2) 十	-分である				

- ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置 : 委託先から他者への特定個人情報の提供は原則として認めないことを契約書上明記する。なお、再委託を行う場合は、再委託先においても
- 委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。 また、必要があれば特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、本市職員が現地調査することも可能とする。
- : 委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供している。
- 委託先へのデータ搬送においては、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。
- ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置
- 個人情報を記録した媒体(紙、外部記録媒体)の破棄は、再利用できない措置を講じている。

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- :情報を記録している記録媒体が不要になった場合、記録媒体の初期化等、情報を復元できないように処置したうえで廃棄している。 :委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出させ、確認を行っている。
- :必要に応じて本市職員が現地調査・確認を行えることとしている。

5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	−クシステムを通	値 じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
リスク	:不正な提供・移転が行っ	われるリスク			
	国人情報の提供・移転に ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及びルー ル遵守の確認方法				
その他	也の措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個	国人情報の提供・移転(委員	託や情報提供ネットワークシ	ステムを通じた	提供を除く。)におけるその作	也のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情	報提供ネットワークシス	ステムとの接続		[〇] 接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク	1: 目的外の入手が行わ	れるリスク			
リスク	に対する措置の内容				
リスク・	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 不正な提供が行われる	るリスク			
リスク	に対する措置の内容				
リスク・	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提	是供ネットワークシステムと	の接続に伴うその他のリスク及びそ	のリスク	パに対する措置	
7. 特	定個人情報の保管・消	去			
リスク	: 特定個人情報の漏えい	・滅失・毀損リスク			
①事故知	対発生時手順の策定・周	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関す 事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容	_			
	再発防止策の内容	_			

◆物理的対策

<本市における措置>

- ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、生体認証を含む二要素認証による入退室管理を行って いる。
- ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。
- ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安 全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。
- ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠 管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリ スクを回避する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウド サービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

◆技術的対策

<本市における措置>

- ・庁舎間及びサーバー設置場所との通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。
- ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。
- ・アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用している。
- ・定期的にバックアップファイルを取得して、外部記録媒体に記録している。
- 管理区域にある許可された端末以外の業務端末からのデータ持出を不可能にしている。
- ・業務端末への外部媒体の接続は、許可された媒体に限定して可能としている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを 効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログ
- ・導入しているミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第 1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガ バメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同 じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセス パターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間 365日講じる。

④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエア について、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された 閉域ネットワークで構成する。

⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接 続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

リスクへの対策は十分か

その他の措置の内容

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置
- : 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。
- 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置
- : 紙媒体の廃棄時には手順書等に基づき、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。

8. 監	査			
実施の)有無	[〇]自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従	業者に対する教育・啓	· 発		
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	月、全職員を対象にセキュリティ 理解の程度を確認し、各職員の ・職員に対して、個人情報保護に ・年に1回、所属部署のOA担当 ・集合教育は必要に応じて実施し ・委託業者に対しては、契約内容 く中間サーバー・プラットフォーム ・中間サーバー・プラットフォーム としている。	チャーン学に対して、	対し、教育を実施している。 いる。 国人情報保護に関する規定を設けている。

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高 い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委 がパントグラウトエピの条例が一多の収扱が行っていては、当該未扱が一多とは有する地が公共団体及びどの未扱が、これではできていて要託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する

事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂	正•利用停止請求
①請求先	市政情報課 市民相談·情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 自己情報開示請求書等に必要事項を記入の上、市政情報課に提出する。本人であることを証明するための 書類(運転免許証、パスポート等)の提示が必要。 郵送及び電子申請での請求も可能。 【URL】https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/PkgNaviDetail.do?lcd=112143&pkgSeq=147581
③法令による特別の手続	_
④個人情報ファイル簿への不 記載等	_
2. 特定個人情報ファイルの	取扱いに関する問合せ
①連絡先	市政情報課 市民相談·情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111
②対応方法	重要案件の問合せについて、対応記録を残す。 情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	1. 基礎項目評価					
①実施日	令和7年9月16日					
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見	の聴取【任意】					
①方法	_					
②実施日•期間	_					
③主な意見の内容						
3. 第三者点検【任意】						
①実施日	_					
②方法						
③結果	_					

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の内容	【具体的内容】として①~⑭を記載	⑤申告特例制度 <i>の</i> 適用通知を追加	事前	事前通知事項
平成28年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシス テム(システム2) ②システムの機能	住民税課税支援システムの機能として、11項目の 機能を記載	・申告特例通知データの取込、入力、訂正を12項 目目に追加	事前	事前通知事項
平成28年1月1日		財務郊 古足粉钾 古和松春古庇 松荔钾 古足	財務部 財政課を追加	事前	事前通知事項
平成28年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民税基本台帳ファイル) 4. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法		8 申告特例制度に関する事務を追加	事前	事前通知事項
平成28年1月1日			提供を行っている件数 77件 移転を行っている件数 27件	事前	事前通知事項
平成28年1月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民税基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (移転先)①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例	番号法第9条第2項に基づく春日部市個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以 下「番号利用条例」という。)第4条第3項	事前	事前通知事項
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民税基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (移転先)②移転先における用 途	番号法第9条第1項 別表第一の下欄に掲げる各 事務	番号法第19条 別表第二の第二欄に掲げる各事 務	事前	事前通知事項

平成28年1月1日	■特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民税基本台帳ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転	提供先として1~76を記載	・変更前の提供先52の後に、変更後の提供先53を 追加 ・変更前の提供先76を削除し、変更後の提供先77 を追加	事前	事前通知事項
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民税基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転	移転先として1~26を記載	変更前の移転先1、3、11、16、18、27を削除し、変 更後の移転先23~27を追加	事前	事前通知事項
平成28年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	自動交付機サーバー	コンビニ交付DBサーバー	事前	事後で足りるものの任意に事前 に提出
平成28年9月30日	I基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシス テム システム7 ②システムの機能	・日勤文刊候から味忱証明音・耐忱証明音で先1]	・コンビニエンスストアの交付機から課税証明書・ 納税証明書を発行できるようにする。	事前	事後で足りるものの任意に事前 に提出
	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長		財務部次長兼市民税課長 森田 英生財務部参事兼収納管理課長 金井 信之	事後	重要な変更に当たらない(平成 28年4月1日人事異動)
平成28年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民税基本台帳ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託の有無		6件	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民税基本台帳ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項6		新規追加	事前	重要な変更

平成28年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民税基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	·年金特徴停止通知 年12回 ·特別徴収税額通知 年1回(7月)	·年金特徵停止通知 年12回 ·特別徵収税額通知 年1回(7月) ·特別徵収税額等変更通知 年12回		事後で足りるものの任意に事前 に提出
平成28年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民税基本台帳ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<本市における措置> ・生体認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。	<本市における措置> ・ICカード及び生体認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2. 住民税収滞納ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託の有無	3件	4件	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2. 住民税収滞納ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項4		新規追加	事前	重要な変更
平成28年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2. 住民税収滞納ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<本市における措置> ・生体認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。	<本市における措置> ・ICカード及び生体認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。	事前	重要な変更
平成28年9月30日	Ⅲリスク対策(住民税基本台帳 ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通じ た入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われ るリスク リスクに対する措置の 内容	・住民からの申告・申請情報の入手にあたっては、 春日部市本人確認等事務取扱規則(以下「規則」 という。)に従い、本人確認を実施している。	・住民からの申告・申請情報の入手にあたっては、 住民税基本台帳事務における、春日部市本人確 認等事務取扱規則(以下「規則」という。)に従い、 本人確認を実施している。	事後	重要な変更に当たらない(軽微 な文言の追加)

平成28年9月30日	Ⅲリスク対策(住民税基本台帳ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	る。また、ユーザID/生体総証による総証を行い、 アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手	・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する 措置 :住民税システムは利用できる職員を限定している。さらに、パスワード及び生体認証による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施している。 :市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、サーバー間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 :庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手にあたっては、サーバー間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 :市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、サーバー間通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。	事前	重要な変更
平成28年9月30日		ユーザID/パスワード、個人住民税システムへのアクセスにおいて、ユーザID/生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID/パスワード、ユーザID/生体認証の利		事前	重要な変更
平成28年9月30日	Ⅲリスク対策(住民税基本台帳 ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	・アクセス権限の発効・失効の管理 :ユーザID/パスワード又はユーザID/生体認証の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 ・アクセス権限の管理 :ユーザID/パスワード又はユーザID/生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。	体認証の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 ・アクセス権限の管理	事前	重要な変更

平成28年9月30日	Ⅲリスク対策(住民税基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	:	・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置:他自治体等への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っている。:国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数の職員による確認を行っている。:庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバー間通信に限定している。	事前	重要な変更
平成28年9月30日		るリスクに対する措置 〈個人住民税システムのソフトウェアにおける措置〉 ・中間サーバーと個人住民税システム間は、管理 区域内に設置したサーバー間通信に限定しており 安全性を確保している。 ◆入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 〈個人住民税システムのソフトウェアにおける措置〉 ・中間サーバーと個人住民税システム間は、管理 区域内に設置したサーバー間通信に限定して、漏えい・紛失するリスクを排除している。 ◆不適切な方法で提供されるリスク 〈個人住民税システムのソフトウェアにおける措置〉 ・中間サーバーと個人住民税システム間は、管理 区域内に設置したサーバー間通信に限定しており、他の経路で提供できない。	◆入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 〈個人住民税システムのソフトウェアにおける措置〉 ・中間サーバーと基幹系システム間は、サーバー 間通信に限定して、漏えい・紛失するリスクを排除	事前	重要な変更

	1	T			Т
平成28年9月30日	Ⅲリスク対策(住民税基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	◆物理的対策 <本市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所は、 入退室管理を行っている。 ◆技術的対策 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	◆物理的対策 <本市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所は、ICカード及び生体認証による入退室管理を行っている。 ◆技術的対策 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・導入しているミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更
平成28年9月30日	Ⅲリスク対策(住民税収滞納 ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通じ た入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われ るリスク リスクに対する措置の 内容	(以下「規則」という。)に従い、本人確認を実施し	・納税義務者からの届出・申請等の情報の入手に あたっては、住民税収滞納事務における、春日部 市本人確認等事務取扱規則(以下「規則」という。) に従い、本人確認を実施している。	事後	重要な変更に当たらない(軽微 な文言の追加)
平成28年9月30日	た入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた	員のなりすましによる入手への対策を施している。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 : 庁内連携機能からの住民税賦課、各種照会情報の入手にあたっては、入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 : 市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、入退室管理をしている管理区域内に設	:収納管理システム及び滞納管理システムは利用できる職員を限定している。さらに、パスワード及び生体認証による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施している。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置	事前	重要な変更

平成28年9月30日	Ⅲリスク対策(住民税収滞納 ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用されるリ スク ユーザ認証の管理 具体 的な管理方法	・収納管理システム及び滞納管理システムへのアクセスにおいて、ユーザID/生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID/生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。・ユーザID/生体認証を複数人で共有することを禁止している。	・収納管理システム及び滞納管理システムへのアクセスにおいて、パスワード及び生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・パスワード及び生体認証を複数人で共有することを禁止している。	事前	重要な変更
平成28年9月30日	Ⅲリスク対策(住民税収滞納 ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用されるリ スク その他の措置の内容	・アクセス権限の発効・失効の管理 :ユーザID/生体認証の発行・更新・廃棄は、人事 異動や退職時など、あらかじめ定められたルール に基づいて随時行っている。 ・アクセス権限の管理 :ユーザID/生体認証の利用者は必要最小限とし、 漏えい等が発生しないように厳重に管理している。	・アクセス権限の発効・失効の管理 :パスワード及び生体認証の発行・更新・廃棄は、 人事異動や退職時など、あらかじめ定められた ルールに基づいて随時行っている。 ・アクセス権限の管理 :パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限 とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理して いる。	事前	重要な変更
平成28年9月30日	Ⅲリスク対策(住民税収滞納 ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・ 滅失・毀損リスク その他の措 置の内容	◆物理的対策 <本市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所は、 入退室管理を行っている。 ◆技術的対策 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要 に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	◆物理的対策 <本市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所は、ICカード及び生体認証による入退室管理を行っている。 ◆技術的対策 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・導入しているミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更
平成28年9月30日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/12/25	2016/9/30	事後	重要な変更に当たらない(基礎 項目評価再実施の決裁日)

平成29年6月30日			財務部次長兼市民税課長 鈴木 健司財務部参事兼収納管理課長 金井 信之	事後	
亚母20年6月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社 アイネス	株式会社 イムラ封筒	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無	〔再委託する〕	〔再委託しない〕	事後	
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から、下記を記載した書面の提出を受け、許諾を判断している。 普通徴収の納税通知書及び特別徴収の税額通知 書の封入封緘業務の一部 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の再委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等		事後	
平成29年6月30日		普通徴収の納税通知書及び特別徴収の税額通知 書の封入封緘業務の一部		事後	

平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先5 ⑥移転方法	[〇]紙	〔 ○ 〕 その他(庁内ネットワーク)	事後	
平成29年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(民税) 毎(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	株式会社 アズコムデータセキュリティ、東武デリ バリー株式会社	株式会社 アズコムデータセキュリティ	事後	
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社 アズコムデータセキュリティ、東武デリ バリー株式会社	株式会社 アズコムデータセキュリティ	事後	
	I基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項	事後	
平成29年12月15日	ムによる情報連携 ②法令上の根拠	0、42、48、54、57、58、59、61、62、63、6	まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、2 3、26、27、28、29、31、34、35、37、38、3 9、40、42、48、54、57、58、59、61、62、6 3、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85 の2、87、91、92、94、97、101、102、103、	事後	
平成29年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	システムのオペレーション業務及びシステムの運 用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改 修作業業務	事後	

平成29年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事後	
平成29年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (民税) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項7		新規追加	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	事後	
平成29年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収納) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項5		新規追加	事後	
令和1年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム システム9①	中間サーバー	春日部市中間サーバー	事後	

令和1年6月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	3, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 3 9, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 6 3, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85 02, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103,	まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、2 0、23、26、27、28、29、31、34、35、37、3 8、39、40、42、48、54、57、58、59、61、6	事後	
令和1年6月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長		財務部参事兼市民税課長 財務部次長兼収納管理課長	事後	
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(1.住民税基本台帳ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1、4、5、8、80 ②提供先における用途 ③委託先名	4③ 株式会社 日立製作所 5③ 株式会社 アズコムデータセキュリティ 8②「里親の認定、養育里親の登録」	1③ 株式会社 日立システムズ 4③ 株式会社 日立システムズ 5③ 東武デリバリー 株式会社 8②「養育里親若しくは養子縁組里親、里親の認 定」 80 新規追加	事後	
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 住民税収滞納ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1、2 ③委託先名		1③ 株式会社 日立システムズ 2③ 東武デリバリー 株式会社	事後	
令和1年6月28日	添付資料 (II ファイルの概要(1)_提供先21 以降) 提供先80		新規追加	事後	

	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム システム1 ②システムの機能	・課税内容照会 ・課税(非課税)証明書の交付 ・当初賦課処理 ・更正処理 ・特別徴収税額通知書・納税通知書等の帳票発行 ・年金特別徴収処理 ・減免処理 ・各種照会に対する回答書の出力	・課税内容照会 ・課税(非課税)証明書の交付 ・当初賦課処理 ・更正処理 ・特別徴収税額通知書・納税通知書等の帳票発行 ・年金特別徴収処理 ・減免処理 ・各種照会に対する回答書の出力 ・給報、年金データの取込、個人特定 ・国税連携データの取込、個人特定 ・国税連携データの取込、個人特定 ・資にTAXデータの取込、個人特定 ・資に開送処理 ・確定時告データの取込、個人特定 ・資企申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷 ・給報データ、年金データ、国税連携データ、住民税申告データ、五、国税連携データ、年金データ、国税連携データ、年金データ、国税連携データ、任民税申告データの訂正 ・扶養親録外課税について住民登録市町村への通知書作成 ・申告特例通知データの取込、入力、訂正	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
市和3年3月28日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[]宛名システム等	[〇]宛名システム等	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称 関連し、 各システムにおける ③他のシステムとの接続 に記載の名称	住民税課税支援システム	課税資料管理システム	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更

令和3年5月28日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム システム1 ②システムの機能	・確定申告、任氏税申告の受付人力及び申告書 等の帳票印刷	・給報、年金データの資料番号付番 ・eLTAXデータの資料番号付番、画像作成 ・国税連携データの資料番号付番、画像作成 ・住民税申告データの資料番号付番 ・資料回送処理 ・eLTAXデータ・国税連携データの画像連携	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシス テム システム3 ③他のシステムとの 接続	[]税務システム	[〇]税務システム	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 接続		[〇]税務システム	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム システム7 ①システムの名称		コンビニ交付システム	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更

	1	1	T		1
令和3年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称 関連し、 各システムにおける ③他のシステムとの接続 に記載の名称	共通基盤(連携・宛名統合)	団体内統合宛名システム	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム の接続	[]庁内連携システム []宛名システム等	[○]庁内連携システム [○]宛名システム等	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム ②システムの機能	で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報	4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名 システム及び既存住民基本台帳システムとの間で 情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連 携対象)、符号取得のための情報等について連携 する。	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長	財務部参事兼市民税課長 財務部次長兼収納管理課長	財務部市民税課長 財務部次長兼収納管理課長	事後	
令和3年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (民税) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 日立システムズ	未定	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (民税) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項4及び7	委託事項4 ①委託内容 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 ③委託先名 株式会社 日立システムズ 委託事項7 ①委託内容 システムのオペレーション業務 ③委託先名 株式会社 日立システムズエンジニアリングサービス	委託事項4 ①委託内容 システムのオペレーション業務及び システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改 修作業 ③委託先名 株式会社ジーシーシー 埼玉支社	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
II 特定個人情報ファイルの概要 (収納) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1及び5	委託事項1 ①委託内容 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 ③委託先名 株式会社 日立システムズ 委託事項5 ①委託内容 システムのオペレーション業務 ③委託先名 株式会社 日立システムズエンジニアリングサービス	委託事項1 ①委託内容 システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 ③委託先名 株式会社ジーシーシー 埼玉支社	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
Ⅲリスク対策(民税)	◆物理的対策 <本市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所は、ICカード及び生体認証による入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、施錠できる場所に保管している。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。	◆物理的対策 <本市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、生体認証を含む二要素認証による入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、施錠できる場所に保管している。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。	事後	

令和3年5月28日	Ⅲリスク対策(民税) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 ◆技術的対策	・庁舎間の通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。 ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用している。 ・定期的にバックアップファイルを取得して、外部記録媒体に記録している。	◆技術的対策 <本市における措置> ・庁舎間及びサーバー設置場所との通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。 ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用している。 ・定期的にバックアップファイルを取得して、外部記録媒体に記録している。 ・管理区域にある許可された端末以外の業務端末からのデータ持出を不可能にしている。 ・業務端末への外部媒体の接続は、許可された媒体に限定して可能としている。	事後	
令和3年5月28日	皿リスク対策(収納) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 ◆物理的対策	ICカート及び生体認証による人返室官理を行っている。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、関連等を表表している。	◆物理的対策 <本市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、生体認証を含む二要素認証による入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。	事後	

令和3年5月28日	Ⅲリスク対策(収納) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 ◆技術的対策	信を行っていない。 ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用している。	◆技術的対策 <本市における措置> ・庁舎間及びサーバー設置場所との通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。 ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用している。 ・定期的にバックアップファイルを取得して、外部記録媒体に記録している。 ・管理区域にある許可された端末以外の業務端末からのデータ持出を不可能にしている。 ・業務端末への外部媒体の接続は、許可された媒体に限定して可能としている。	事後	
令和5年3月30日	I 基本情報	滞納管理システム	滞納整理システム	事後	
令和5年3月30日	Ⅲ リスク対策 2. 住民税収滞納ファイル	滞納管理システム	滞納整理システム	事後	
令和5年11月24日	I基本情報 6. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長	財務部参事兼市民税課長 財務部次長兼収納管理課長	財務部 市民税課長、収納管理課長	事後	
令和5年11月24日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・請求・ 利用停止請求 ①請求先	所在地: 〒344-8577 春日部市中央六丁目2	市政情報課 市民相談·情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2 番地1	事前	令和6年1月4日、新庁舎移転 によるもの
令和5年11月24日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ①連絡先	所在地: 〒344-8577 春日部市中央六丁目2	市政情報課 市民相談·情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2 番地1	事前	令和6年1月4日、新庁舎移転 によるもの

令和7年3月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の内容	個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。	本市は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税・森林環境税を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 【具体的内容】 ①給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・法定調書の個人特定	事後	
令和7年3月14日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の16の項・番号法第9条第3項・番号法第19条第8項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24の項 ・番号法第9乗第4	事後	

令和7年3月14日	I基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、2 0、23、26、27、28、29、31、34、35、37、3 8、39、40、42、48、54、57、58、59、61、6 2、63、64、65、66、67、70、71、74、80、8 4、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、11 6、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及び森林環境税及び森林環境税及び森林環境税及び森林環境税及び森林環境税及び森林環境税及び森林環境税及び森林環境税及び森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」が含まれる項(48の項)	事後	
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (民税) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 再委託 ④再委託 の有無	再委託する	再委託しない	事後	
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (民税) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2 再委託 ④再委託 の有無		再委託しない	事後	
	Ⅱ特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[〇]提供を行っている(77)件 [〇]移転を 行ってる(27)件 []行っていない	[〇]提供を行っている(74)件 [〇]移転を 行ってる(26)件 []行っていない	事後	

	エはウターはおっしょっかって				
	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項3	納税催告		事後	委託終了によるもの
令和7年3月14日	Ⅲリスク対策(民税) 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	にアクセス制御を行っている。 ・住民税課税支援システム、個人住民税システムには、住民税賦課事務に関係のない情報を保有しない。 ・住民税課税支援システムの申告受付機能、個人住民税システムの住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・市町村CSへのアクセスにおいてユーザID/手のひら静脈による認証を実施しており、予め定められた職員及びシステム(機能)しか特定個人情報に	・市町村CSへのアクセスにおいてユーザID/手の ひら静脈による認証を実施しており、予め定められ	事後	
令和7年3月14日	Ⅲリスク対策(民税) 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法	・住民税課税支援システムへのアクセスにおいて、ユーザID及びパスワード、個人住民税システムへのアクセスにおいて、パスワード及び生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID及びパスワード、パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザID及びパスワード、パスワード及び生体認証を複数人で共有することを禁止している。	・住民税システム、課税資料管理システムへのアクセスにおいて、ユーザID及びパスワード、生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID及びパスワード、パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザID及びパスワード、パスワード及び生体認証を複数人で共有することを禁止している。	事後	
令和7年3月14日	皿リスク対策(民税) 8. 監査 実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	
令和7年3月14日	V評価実施手順 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年9月30日	令和3年5月28日	事後	
令和7年2月28日	II 6特定個人情報の保管・削除 ①保管場所	_	ガバメントクラウドに関する情報を追記	事前	

令和7年2月28日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・ 削除 ⑤物理的対策(具体的な対策の 内容) ⑥技術的対策(具体的な対策の 内容)		ガバメントクラウドに関する情報を追記	事前	
令和7年2月28日	Ⅲ-8監査 ②監査(具体的な内容)		ガバメントクラウドに関する情報を追記	事前	
	Ⅲ-10 その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	_	ガバメントクラウドに関する情報を追記	事前	
令和7年9月16日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシス テム システム10	_	新規追加		事後で足りるものの任意に事前 に提出
令和7年9月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシス テム システム11		新規追加		事後で足りるものの任意に事前 に提出
令和7年9月16日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシス テム システム12		新規追加		事後で足りるものの任意に事前 に提出

令和7年9月16日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	・住民からの申告情報を受理する際は、申告者本人の賦課期日住所・カナ氏名、生年月日があらかじめ印刷された申告書を使用し、印刷内容を確認したうえで漢字氏名を記入してもらっている。代理人による申告の場合は代理人署名欄を使用することで、申告者本人の申告であることを注意喚起している。・他団体からの申告情報については、基本4情報をもとに1件ずつ課税対象者情報と突合し、合致しない場合は、本来の提出先へ回送している。・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報のみ記載するだないようにしている。・他団体からの申告情報については、必要な情報以外を記入することがないようにしている。・他団体からの申告情報については、必要な情報以外は記載されない定められたインターフェースに基づいて入手している。・評価実施機関内の他部署からの提供情報については、個人住民税の事務に関係する情報のみ	住民税基本台帳事務における、春日部市本人確認等事務取扱規則(以下「規則」という。)に従い、本人確認を実施している。 ・住民からの申告情報を受理する際は、申告者本人の賦課期日住所・カナ氏名、生年月日があらかじめ印刷された申告書を使用し、印刷内容を確認したうえで漢字氏名を記入してもらっている。代正よる申告の場合は代理人署名機を使用喚起したうえで漢字氏名をは代理人署名機を使用喚起したうえで漢字氏名を記入してもらっている。中告者本人の申告情報については、基本4情報をもとに1件ずつ課税分割を強している。・他団体からの申告情報については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報のみ記載するだないようにしている。・他団体からの申告情報については、必要な情報のみ記載されない定められたインターフェースに基づいて入手している。・・他団体からの申告情報については、必要な情報のみ記載されない定められたインターフェースに基づいて入手している。・・評価実施機関内の他部署からの提供情報については、個人住民税の事務に関係するような運用としている。・・庁内からの住基情報等の入手にあたっては、既存住基システム、各業務・システムの庁内データ	事前	重要な変更
-----------	-------------------------------	--	--	----	-------

	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 リスクにおけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	資料となる旨を説明している。 : 他団体からの申告情報については、電子データはeLTAXによる専用回線にて、紙媒体、電子媒体は郵送または窓口にて、本市課税対象者の賦課の資料として提出されており、不適切な方法で入手されることはない。 :評価実施機関内の他部署からの提供情報については、賦課の資料となる旨を説明して提供を受けている。 : 庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、接続可能なシステムをあらかじめ登録し、許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。 : 住民税システムは利用できる職員を限定している。さらに、パスワード及び生体認証による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施している。	・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ・住民からの申告情報の入手については、賦課の資料となる旨を説明している。 ・他団体からの申告情報については、電子データはeLTAXによる専用回線にて、紙媒体、電子媒体は郵送または窓口にて、本市課税対象者の賦課の資料として提出されており、不適切な方法で入手されることはない。 ・評価実施機関内の他部署からの提供情報については、賦課の資料となる旨を説明して提供を受けている。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、接続可能なシステムをあらかじめ登録とけている。・・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、接続可能なシステムをあらかじめ登録といては、接続可能なシステムをあらかじめ登録とが行われないようにしている。さらに、パスワード及び生体認証による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施している。・・市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、サーバー間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。・・個人住民税申告ポータルについては、住民が個	事前	重要な変更
令和7年9月16日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	クセスにおいて、ユーザID及びパスワード、生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID及びパスワード、パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。	・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとの	事前	重要な変更

令和7年9月16日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 リスク2 その他の措置の内容	:ユーザID及びパスワード又はパスワード及び生体認証の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 :住民税システム、課税資料管理システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・アクセス権限の管理 :ユーザID及びパスワード又はパスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 :ユーザIDについては、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効	体認証の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 :住民税システム、課税資料管理システム、マイナポータル申請管理、申請管理システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・アクセス権限の管理 :ユーザID及びパスワード又はパスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 :ユーザIDについては、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 :上記のアクセス権限の設定は定期的に点検している。	事前	重要な変更
-----------	------------------------------------	---	---	----	-------